

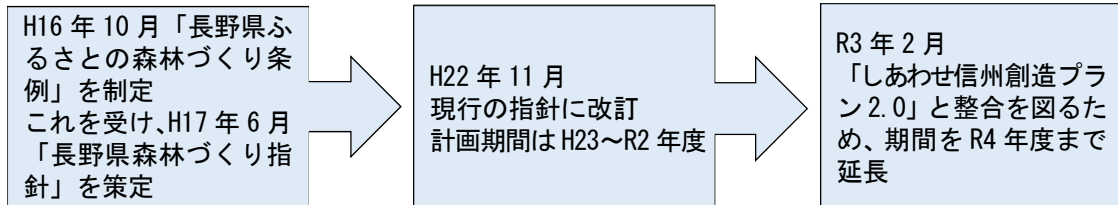
長野県森林づくり指針の改定について

長野県北信地域振興局林務課

1 森林づくり指針

長野県森林づくり指針は、長野県ふるさとの森林づくり条例第9条の規定により、県の森林づくりに関する基本的な展開方向を定めるものです。概ね100年先の本県のあるべき姿と、それを実現するための方向性を示し、それらを見据えて今後10年間に行う県の施策の基本的な展開方向を定めており、平成22年に、平成23年度から平成32（令和2）年度までを計画期間とする目標値を設定しました。

その後、県政運営の基本となるしあわせ信州創造プラン2.0、長野県総合5か年計画との整合と調和を図るため、計画期間を2年延長し、令和4年度までとしています。（参照：P7, 長野県森林づくり指針及びその概要）



2 森林づくり指針改定の作業状況

現行の森林づくり指針の期間が、令和4年度で終了するため、現在、次期森林づくり指針に向けた改定作業に着手しています。

改定作業にあたっては、まず部内で現行指針の評価を行いました。次に「次期指針を検討する上で考慮すべき背景」を共通認識として設定した上で、部内議論（「林務部内議論で出ている主な意見等」）で出された意見を基に「今後の方向性（案）」を「現行の森林づくり指針の基本方針3項目」に分けて整理しました。併せて、現地機関でも議論を行ったところです。

今後、さらに議論を深めるとともに、関係者の皆様にも意見をお聞きしながら、新たな森林づくり指針として取りまとめることとしています。

次期指針を検討する上で考慮すべき背景

- ・森林整備によるCO2吸収や木材利用によるCO2固定が、ゼロカーボン達成に大きく貢献することに鑑み、可能な限り貢献度を定量的に評価する仕組みを検討
- ・林業分野における様々な情報をデジタルデータ化、オープンデータ化し、DXによる生産性の向上に取り組む。
- ・気候変動による極端な降雨や気温の上昇を踏まえた対応・課題の多くの解決のためには、何と言っても「人づくり」、「人材育成」が重要なポイント
- ・部局の枠を超えた森林づくりの取組の方向性を整理
- ・その上で、今後10年間で特に取り組む項目を整理

次ページへ

林務部内議論で出ている主な意見等

- ・ 指針は 10 年先の森林の姿を県民と共有するもの。胸に落ちる内容で県民に届くように工夫すべき。
- ・ 素材生産量の目標設定について、出口（需要）からの積み上げと持続的な森林経営（成長量ベース）両面から検討し、分岐点がどこになるか分析してみてもどうか。
- ・ 素材生産量 80 万 m^3 を目標とすると仮定し、それが実現できた時の長野県の森林・林業の姿を示すことができればよいのでは。
- ・ 針広混交林化の定義や進め方について議論が必要ではないか。
- ・ 森林所有者が林業に期待できるようなモデルが示せると良いのではないか。

今後の方向性（案）

（１）みんなの暮らしを守る森林づくり

- ・ 「公益的機能の高度発揮をめざす森林づくり」と「木材生産機能の高度発揮をめざす森林づくり」の機能に応じた森林づくりを進める方向性を継続
- ・ その上で、市町村森林整備計画において設定する「特に効率的な施業が可能な森林」を念頭に、GIS 等を活用し機能区分したエリアを明確化
- ・ 「公益的機能の高度発揮をめざす森林」では、針広混交林化をロードマップを示しながら進める
- ・ 「木材生産機能の高度発揮をめざす森林」では、計画的な主伐・再造林・保育・間伐の実施により、木材の生産、循環利用を継続

（２）木を活かした力強い産業づくり

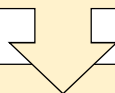
- ・ 木材生産機能高度発揮森林を中心とした森林資源の持続的な利用や、林業就業者の安定的な林業活動の継続を考慮しながら、現行指針の目標値である 80 万 m^3 を念頭に素材生産量を増加させる。
- ・ 特に、本県の主要樹種であり強みでもあるカラマツを中心に、持続的に資源としての利用ができるよう、適時の主伐と確実な更新を進める。
- ・ 主伐等により生産される木材について、良質材から低質材まで丸ごと利用できるよう、生産に係るコストの低減と幅広い需要の創出を進める。

（３）森林を支える豊かな地域づくり

- ・ 人口減少、少子高齢化が加速する中、里山を中心とした森林を効率的に管理・利用する仕組みづくりを進める。
- ・ 森林づくりに関心のある企業、Ｉターン者、二地域居住者、森林ボランティアなど、多様な主体による森林整備や森林の多面的利用を進める。
- ・ 地域に根ざした小規模林業者による、小回りの利いた生産活動が継続して行われるよう取り組む。
- ・ 深刻な野生鳥獣被害に対して、捕獲から利用までパッケージで取り組むことにより、被害対策とジビエ振興をセットで進める。

次ページへ

今後、さらに議論を深めるとともに、長野県森林づくり会議（県民会議、地域会議）などの場において意見を聴取する。



新たな森林づくり指針を令和４年度に策定し、令和５年度より適用する。

３ 長野県森林づくり会議における意見聴取

現在は、「今後の方向性（案）」を基に、林務部内を中心に議論を深めているところです。

今回は、経緯をご説明させていただくとともに、主に「**今後の方向性（案）**」についてのご意見をお聞かせいただければと考えております。

なお、当会議（長野県森林づくり北信地域会議）では、令和４年度の会議において、新たな森林づくり指針の素案の段階で、再度、意見聴取させていただく機会を設ける予定ですので、併せてご承知おきください。

【参考】長野県ふるさとの森林づくり条例（H16 年 10 月制定）

基本理念

森林が持続可能な社会を支える基盤であり、社会全体の共通の財産であることにかんがみ、その機能が持続的に発揮されるよう、それぞれの地域において、県民の理解と主体的な参加の下で、森林づくりを行う。

基本方針

- ・ 森林の多面的な機能を発揮するための森林の整備及び保全
- ・ 身近な資源である県産材の有効活用
- ・ 森林資源及び森林空間の総合的かつ多面的な利活用

「現在の森林づくり指針」 「今後の取り組みべき方向」 の評価

基本方針① みんなの暮らしを守る森林づくり

今後の取り組みべき方向	取組内容	課題
I 機能に応じた効果的な森林づくり それぞれの地域において、重視すべき機能に応じた最も効果的かつ効果的な森林づくりが進められるよう取り組む。	I 機能に応じた効果的な森林づくり ・ 下記、Ⅱ・Ⅲのとおり。	・ 地域の合意形成を図りながら、森林の2つの機能区分の整理を行うこととしているが、現状では機能区分は理念にとどまっており、具体的に明確な区分ができていない状況ではない。
Ⅱ 公益的機能の高度発揮をめざす森林づくり 将来の針広混交林化などを基本とした森林整備を推進。 また、災害に強い森林づくり、保安林の指定など、森林の保全に向けた取組を強化	Ⅱ 公益的機能の高度発揮をめざす森林づくり ・ 治山事業による森林整備の実施 ・ 森林づくり県民税を活用した防災・減災のための里山整備の実施 ・ 森林病害虫による被害拡大防止等の取組の実施	・ 人工林の針広混交林化について、現状、どこまで進んでいるのか必ずしも明確になっていない。
Ⅲ 木材生産機能の高度発揮をめざす森林づくり 林齢の多様化など主伐や植栽も取り入れた森林づくりを推進	Ⅲ 木材生産機能の高度発揮をめざす森林づくり ・ 信州の森林づくり事業等による、搬出間伐や主伐・再造林を実施	・ 主伐・再造林について、林齢の多様化に至るまで取組が進んでいる状況ではない。

基本方針② 木を活かした力強い産業づくり

今後の取り組み方向	取組内容	課題
I 施業の集約化、路網整備・機械化等の推進とそれらを担う人材の育成等 木材生産の高度化を図る森林において、施業の集約化や高密度路網の整備、高性能林業機械の活用など、生産コストや育林コストの低減を図り、林業の収益性を向上させ、人材の育成等を進める。	I 施業の集約化、路網整備・機械化等の推進とそれらを担う人材の育成等 ・施業の集約化、路網の整備、高性能林業機械の導入支援の実施	・コストの低減については、必ずしも主伐・再造林が進むレベルまでには至っていない。 ・林業従事者数が減少傾向
II 加工流通体制の整備等 効率的かつ安定的に県産材の利用を進められる体制を整え、県産材の需要の拡大を図り、大規模需要や地産地消等、多様なニーズに応えられる仕組みづくりを推進	II 加工流通体制の整備等 ・木材加工施設や木質バイオマスの利用・供給施設の整備の推進	・素材生産量の増加は県外合板工場の需要に依るところが大きく、県内の製材加工量は減少傾向
III 需要の拡大等 ・住宅等様々な建築物等への県産材の利用を促進 ・県は、率先して公共建築物等への県産材の利用を推進	III 需要の拡大等 ・木造住宅に加え、非住宅分野への県産材販路開拓を実施	・県内の需要には限りがあることから、都市部などの需要をいかに取り込んでいくか

基本方針③ 森林を支える豊かな地域づくり

今後の取り組みむべき方向	取組内容	課題
I 仕組みづくり・人づくり 森林の管理・経営等を継続して行っているための地域の仕組みづくり・人づくりを進める。	I 仕組みづくり・人づくり ・森林経営計画策定を促進 ・里山整備利用地域の認定を進め、地域による里山の利用・管理の仕組みづくりを促進 ・森林経営管理制度の運用に向け、市町村を支援	・人口減少、少子高齢化が加速する中で、森林の管理や経営をどのように持続的に進めていくかが課題 ・里山地域等における、ライフライン沿いの危険木の処理、観光地の景観を阻害する樹木の除去、松くい虫等の枯損木の処理など、従来の森林整備に加え、地域からの要請が多様化
II 地域資源の有効活用による地域の活性化 様々な森林資源や地域資源を有効に活用して、地域外の多くの人々との交流を生み出すことで、地域の活性化を図る。	II 地域資源の有効活用による地域の活性化 ・森林（もり）の里親制度等、企業による森林づくりの取組 ・森林セラピーに係る施設整備や人材育成、学校の利活用、信州山の日の定着	・コロナ後の信州回帰志向をどのように戦略的に森林の多面的利用に結び付け、地域活性化につなげていくかが課題
III 野生鳥獣による農林業被害対策 地域の主要な産業である農林業を守るため、野生鳥獣の農林業被害対策などの取組を進める	III 野生鳥獣による農林業被害対策 ・集落ぐるみの野生鳥獣被害対策や二ホンジカの持続的、効果的な管理・捕獲体制を構築	・警戒心の強いニホンジカの増加により、捕獲頭数が減少

長野県森林づくり指針の概要

森林づくり指針

- ◆ 森林づくり指針は、長野県ふるさとの森林づくり条例第9条の規定により、県の森林づくりに関する基本的な展開方向を定めるものです。
- ◆ 今回の策定は、国の「森林・林業再生プラン」の策定(H21.12月)や野生鳥獣被害の深刻化等、森林・林業を取り巻く昨今の情勢変化に的確に対応するため、平成17年に策定したものを改定したものです。
- ◆ 特に、これまで育ててきた多くの森林が木材として使える時代を迎えることから、木材利用と関連産業の強化が、今回の指針の大きな特徴です。
- ◆ 概ね100年先の本県の森林のあるべき姿と、それを実現するための方向性を示しており、それらを見据えて今後10年間に行う県の施策の基本的な展開方向を定めています。

計画期間:平成23年度～平成32年度(10年間)

指針の基本的な考え方 ～基本目標と基本方針～

基本目標: 森林を活かし 森林に生かされる 私たちの豊かな暮らし

基本方針: みんなで支える ふるさとの森林づくり

- ①みんなの暮らしを守る森林づくり
- ②木を活かした力強い産業づくり
- ③森林を支える豊かな地域づくり

指針のめざす姿

基本目標を実現するため、基本方針に沿って「森林」、「林業・木材産業」及び森林を支える「地域」、それぞれ3つの将来の姿を示します。

めざす森林の姿



100年先

適地適木を基本とした**多様な林齢・樹種からなる森林が形成**されており、資源の循環利用が期待される森林からは**持続的に豊かな資源が供給**されています。
防災や水源かん養など**公益的な機能**が期待される森林は、その機能が**高度に発揮**され、県民の暮らしを守っています。

めざす林業・木材産業の姿



10年先

森林の資源を持続的に、また、効率的かつ安定的に**利用していく体制**が整っています。
林業や木材産業は、その生産活動により、健全な森林づくりに貢献しつつ**循環型資源である木材を多くの人に提供**するとともに、**山村地域を支える産業として発展**しています。

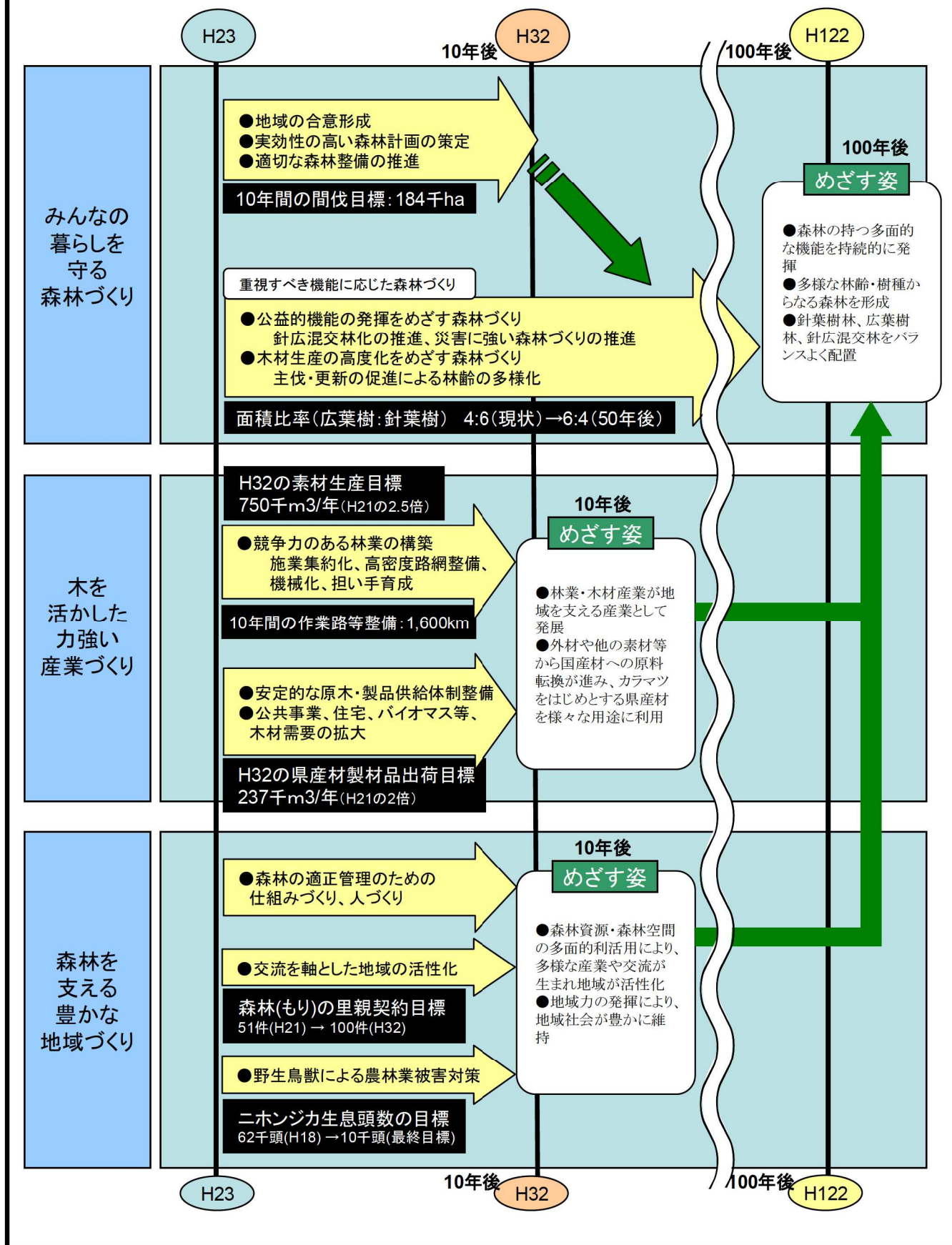
めざす地域の姿



10年先

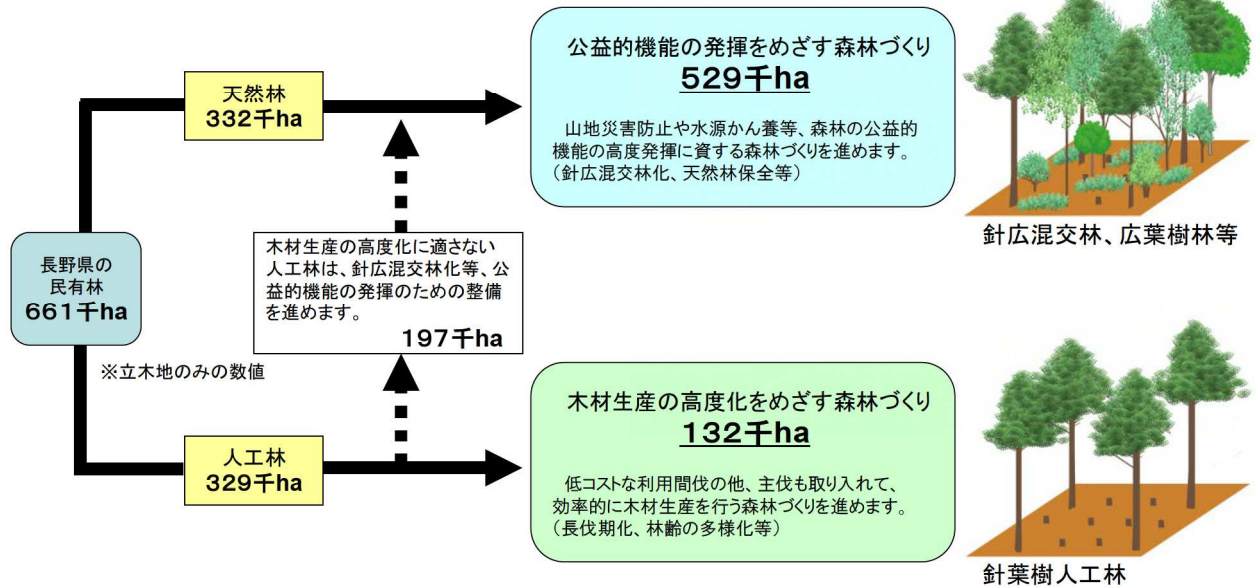
地域の人をはじめとする**多くの人々が様々な形で森林に関わり**利用することで、森林が適正に管理されるとともに、**森林に関わる多様な産業や交流が生まれ**、地域に活力が満ちています。
健全な森林が形成され、森林に関わる産業が活発化することで、**地域社会が豊かに維持**されています。

指針のめざす姿と今後の取り組むべき方向(重点的な課題)



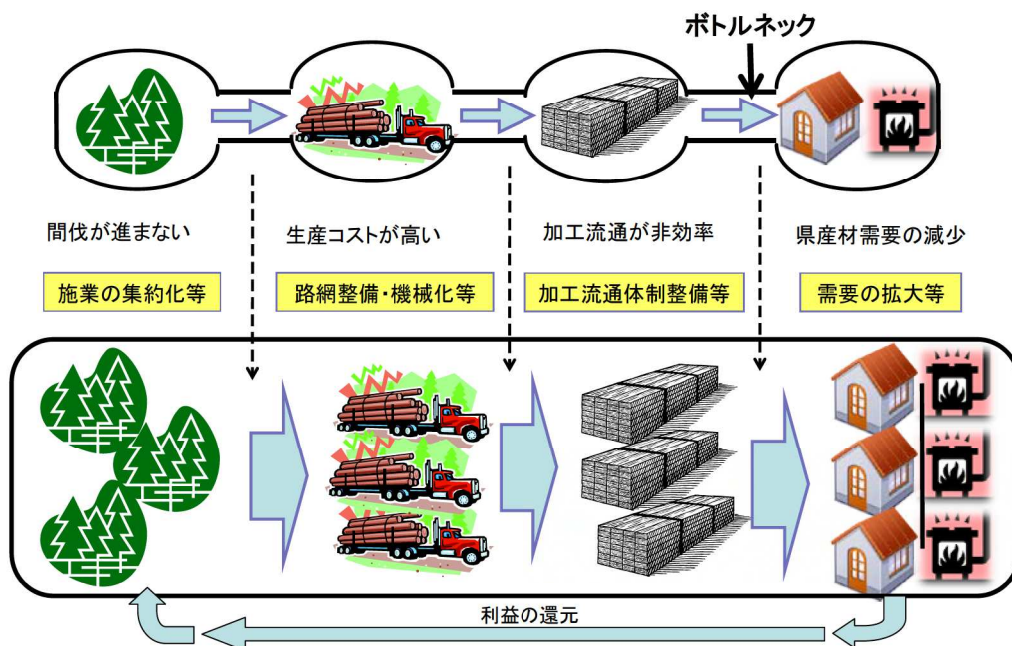
これからの森林づくりの方向性

今後の森林づくりを進めるにあたっては、複数ある森林の機能のうち、最も重視される機能に応じて、「公益的機能の発揮をめざす森林づくり」と「木材生産の高度化をめざす森林づくり」の2つに区分して、それぞれの目的に応じた最も効率的かつ効果的な森林づくりを進めます。



力強い林業・木材産業の実現に向けて

今後10年間、木材の生産から利用までの過程において、そのボトルネックを解消することにより、林業・木材産業の活動を活発化させます。

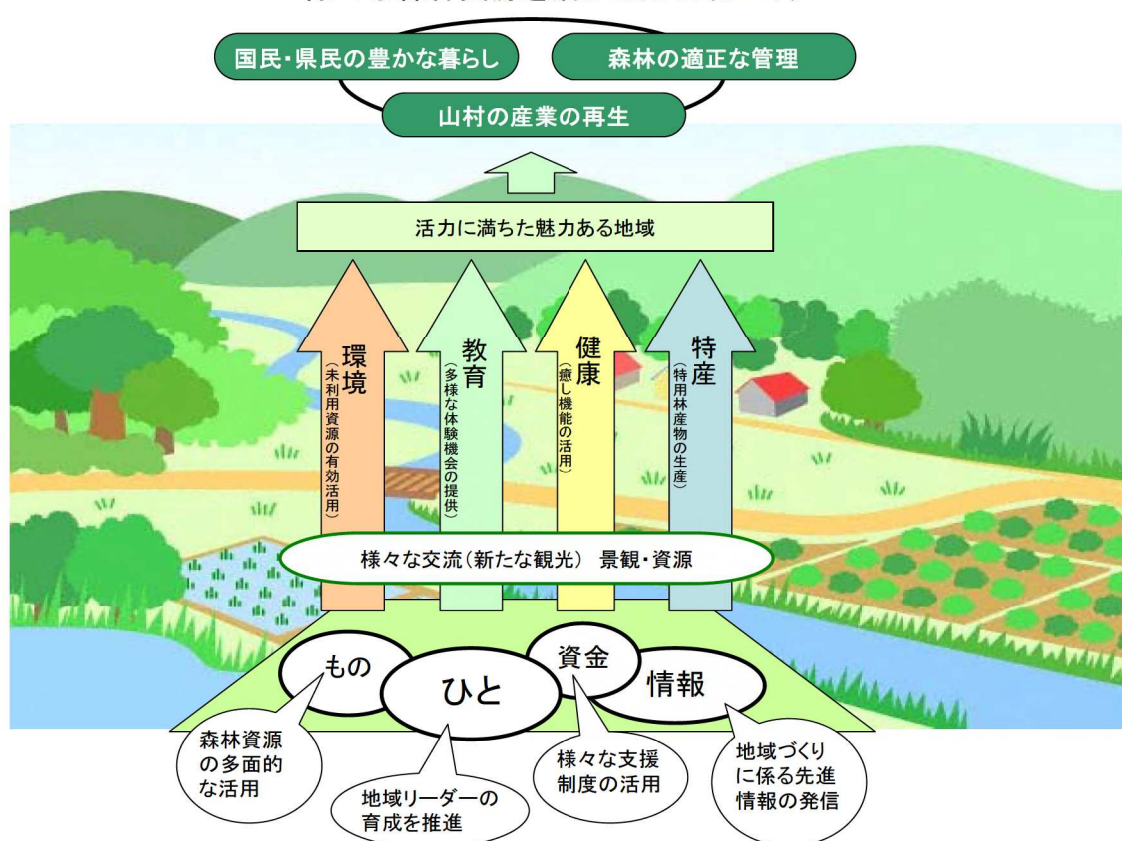


森林を支える豊かな地域づくりに向けて

今後10年間、森林の管理・経営等を持続的にやっていくための地域の仕組みづくり・人づくりを進めるとともに、様々な森林資源や地域資源を有効に活用して地域外の多くの人々との交流を生み出すことで、地域の活性化を図ります。

また、地域の主要な産業である農林業を守るため、野生鳥獣の農林業被害対策などの取組を進めます。

様々な森林資源を活かした地域づくり



長野県森林づくり指針の計画期間の延長について

1 長野県森林づくり指針について

森林づくり指針は、長野県ふるさとの森林づくり条例第9条の規定により、県の森林づくりに関する基本的な展開方向を定めるものです。概ね100年先の本県のあるべき姿と、それを実現するための方向性を示しており、それらを見据えて今後10年間に行う県の施策の基本的な展開方向を定めており、平成22年に、平成23年度から平成32（令和2）年度までを計画期間とする目標値を設定しています。（参照：長野県森林づくり指針及びその概要）

2 計画期間の延長

県政運営の基本となるしあわせ信州創造プラン2.0、長野県総合5か年計画（以下、総合5か年計画）は計画期間を平成30年度から令和4年度としており、森林づくり指針を踏まえて森林・林業分野の関連目標を設定しています。

そこで、森林づくり指針と総合5か年計画の整合と調和を図るため、平成22年改定の森林づくり指針の計画期間を2年延長し、令和4年度までとします。

3 延長後の目標値の設定

- ・総合5か年計画の指標とした素材生産量は同一の目標値を活用
- ・素材生産量以外の目標値は、総合5か年計画の目標値を設定した際に活用・検討した数値や、実績値、関連する計画等を踏まえて延長後の目標値を設定

4 延長後の目標値

（1）基本指標

項目	基準値 (H21)	現行目標値 (R2)	実績 (R1)	説明	延長後の目標値 (R4)
民有林の整備 50年後の針葉樹 占有率	59%	43% ※当該項目の み目標年度を R42に設定	59%	間伐は進むも、皆 伐が少なく、統計 上の変化なし	43% 目標年度を R44 と し、現行指針の目標 値を踏襲
民有林の間伐 期間累計	—	18.4 万 ha	14.4 万 ha	条件困難地が残 存、集約化の人員 と現場労務が不足	20.3 万 ha 総合5か年計画の 目標値設定に活用
素材生産量 年間	30.5 万 m ³	75.0 万 m ³	56.4 万 m ³	製材は減少、合板 は増加、バイオマ スは今後増加見込	80.0 万 m³ 総合5か年計画の 目標値設定に活用
林業就業者数	2.6 千人	3.0 千人	1.4 千人	働き手の減少、保 育事業の減少、就 業環境が不十分	2.2 千人 総合5か年計画の 目標値設定に活用

(2) 施策指標

項目	基準値 (H21)	現行目標値 (R2)	実績 (R1)	説明	延長後の目標値 (R4)
保全される 集落数 期間累計	－	700 集落	493 集落	災害の激甚化・多様化により対策に遅れ	670 集落 総合 5 か年計画の目標値設定に検討
山地災害危険 地区整備率 期間累計	18.3%	21.2%	20.8%	現行目標値は R2 に達成見込	21.8% 過去の伸び率から算出
間伐材搬出量 年間：民有林	14.3 万 m ³	23.8 万 m ³	14.1 万 m ³	H26～30 は 17～19 万 m ³ で推移も、台風の影響や搬出間伐から主伐に移行しつつあり減少	28.0 万 m³ 総合 5 か年計画の目標値設定に活用
路網延長 累計	12,829km	14,429km	14,471km	R1 実績は R2 目標値を達成	14,719km 過去の伸び率から算出
路網密度 累計	18.9m/ha	21.2m/ha	21.1m/ha	R2 目標値は R2 に達成見込	21.6m/ha 過去の伸び率から算出
素材生産量 用途別- 製材用 年間	169 千 m ³	414 千 m ³	179 千 m ³	住宅着工数の減少、合板需要の増加により伸び悩み	303 千 m³ 総合 5 か年計画の目標値設定に検討
素材生産量 用途別- 合板用 年間	76 千 m ³	119 千 m ³	234 千 m ³	R1 実績は R2 目標値を達成	200 千 m³ 総合 5 か年計画の目標値設定に検討
素材生産量 用途別- チップ・バイオマス用 年間	60 千 m ³	217 千 m ³	151 千 m ³	木質バイオマス発電施設の稼働が開始されており今後増加の見込	297 千 m³ 総合 5 か年計画の目標値設定に検討
県産材出荷量 年間：製材品出荷量	120 千 m ³	237 千 m ³	96 千 m ³	住宅着工数の減少、合板需要の増加により伸び悩み	200 千 m³ 総合 5 か年計画の目標値設定に検討
森林の里親契約 件数 期間累計	51 件	100 件	139 件	R1 実績は R2 目標値を達成	154 件 森林税基本方針の目標値
ニホンジカ生息頭数 保護管理計画策定時点	62 千頭	31 千頭	217 千頭	生息頭数は 5 年毎の調査で更新しており、R2 調査の推定により、R1 は 217 千頭と算出。	184 千頭 R1 生息頭数比 15% 減
野生鳥獣被害に 対する支援集落 年間	919 集落 (被害集落 1,300 集落)	全被害集落 に対し支援 を継続	665 集落 (被害集落 939 集落)	R 元の被害発生集落である 939 集落の内 665 集落を支援 (70.8%)	対象集落の内、被害発生集落の 7 割以上を支援 過去の実績から算出